

資料 3-1

指定管理業務に関する仕様書

川の博物館は、自然の博物館とともに「自然と川の博物館」を構成する博物館です。指定管理業務を実施する上で、様々な場面において、自然の博物館と緊密な連携を図り、構成館としての特色ある運営を推進するよう努めてください。

なお、この仕様書では、県が行う業務のうち、川の博物館の基礎的資料収集、基礎的・専門的調査研究を担当する自然の博物館環境担当の職員を「県の担当者」と記載しています。

指定管理者が行う業務は以下のとおりです。

1 収蔵資料の保存、管理及び利用に関する業務

(1) 資料の保存及び管理に関する業務

指定管理者は、川の博物館の収蔵庫に収蔵されている資料及び平成30年度以降収蔵する資料について、資料の材質や性質に適した保存環境を整え、定期的な状態調査を実施するとともに、管理台帳の整備を行い、損傷や汚損、カビや害虫など資料を傷めるおそれのある要因に対して適切な処置を行います。

なお、県の担当者は、適宜収蔵庫の資料の点検等を行います。その際、資料管理上必要な措置について県の担当者が指定管理者に対し指導、助言する場合があります。また、指定管理者は県の担当者に対して、資料管理上必要な事項について相談することが可能です。

収蔵庫への入退室方法、収蔵資料の管理の詳細については、協議の上、別に定めますが、指定管理者は収蔵資料の適切な状態での管理、活用に関して責任を持って取り組む必要がありますので、県の担当者との密接な連携を図る必要があります。

なお、収蔵庫に収蔵されている資料及び平成30年度以降収蔵される資料については、川の博物館の資料のほか、「自然と川の博物館」の構成館である「自然の博物館」のものも含まれます。どちらの資料についても、適切な管理が必要になります。

(2) 資料の他館への貸出しの承認

収蔵庫にある資料のうち川の博物館の資料については、指定管理者は、他館等への資料の貸出しについて、その使用目的が適当であるかなどを判断し、適当と認めた場合は、貸出しを行います。

なお、資料の貸出しに当たっては、あらかじめ県の担当者との調整が必要となります。また、資料によっては、県の担当者がその貸出しに立ち会います。貸出し事務の詳細については、協議の上、別に定めます。

(3) 資料の特別利用の許可

収蔵庫にある資料のうち川の博物館の資料については、指定管理者は、資料の熟覧、模写・模造、撮影及び原板使用について、その利用目的が適当であるか判断し、適当と認めた場合は、特別利用の許可を行い、実際の利用時に利用者への対応を行います。

なお、資料の特別利用の許可にあたっては、あらかじめ県の担当者との調整が必要となります。また、資料によっては、県の担当者がその利用に立ち会います。資料の特別利用の許可の事務の詳細については、協議の上、別に定めます。

2 常設展示に関する業務

(1) 常設展示を行うにあたっての主な業務内容

指定管理者は、川や水と人々の暮らしとのかかわりに関する博物館資料の紹介、知識の普及等を目的として、屋内、屋外の常設展示を適切に管理し、及び運営します。

ア 指定管理者は、現在の展示構成を維持しつつ、より深く展示を理解していただくために展示に関する企画（展示替えを含む）を立案し、実施します。また、そのために必要な範囲で資料収集・調査研究を行います。

なお、指定管理者は、展示に関する企画・資料収集・調査研究について、県の担当者に対して、指導・助言を求めることができます。また、県の担当者が行った調査研究の成果を展示に反映していただくことがありますので、指定管理者は、県の担当者との連携を図る必要があります。

イ 展示資料として他の博物館等から資料を借用する場合、指定管理者は、その借用に係る交渉を行います。資料の借用について、県の担当者の関与が必要な場合は、県の担当者との密接な連携を図ってください。

ウ 指定管理者は、資料を展示するにあたって必要な資料運搬等の業務を行います。資料の搬送について、県の担当者による技術的な指導が必要な場合は、あらかじめ県の担当者との調整してください。特に、資料の借用時に県の担当者に関与した場合は、必ず県の担当者とのあらかじめ調整してください。

エ 指定管理者は、展示している資料を監視及び点検し、清掃及び修理等を行ない適切な状態を保ち、利用者が快適に観覧または使用することができるように管理してください。また、展示施設を安心して安全に利用できるよう、展示案内を行う職員を配置し、利用者の案内、誘導を行ってください。

なお、資料管理上必要な措置について県の担当者が指導、助言する場合があります。また、指定管理者は県の担当者に対して、資料管理上必要な事項について相談することが可能ですので、必要に応じて連携を図ってください。

オ 指定管理者は、利用者に対する理解の促進やサービス向上のため、展示施設

及び展示している資料に関する解説（有人またはキャプションなどの対応）を行います。

カ 指定管理者は、展示に関するパンフレット、図録、報告書等を作成し、頒布します。

キ 指定管理者は、展示に関する広報等を行い利用者の拡大のための周知を図ります。

(2) 常設展示について

常設展示は川の博物館の性格や特徴を表す展示です。

埼玉県を代表する荒川やその他の河川と人々の暮らしとのかかわりを、様々な展示を通じて広く県民に伝えていくとともに、水に関する科学や川や水の環境など、川や水に関する様々な知識を分かりやすく伝えます。これらを伝える展示施設は、主に屋内展示と屋外展示に分かれます。主な展示は以下のとおりです。指定管理者は、これらの展示施設を2-(1)のアからキまでに留意して管理運営します。

<屋内展示>

ア 第1展示室「荒川発見」

「荒川と人々の暮らしとのかかわり」をテーマにした常設展示室で、鉄砲堰・船車・荷船等の大型復元模型を配したゾーンと、川と水に関する科学が体験できるワークショップで構成されています。さらに、南側壁面には大型パノラマスクリーンが設置され、定刻にダイナミックな映像が上映できる劇場型の展示空間が広がっています。

イ アドベンチャーシアター

正面のハイビジョン映像にあわせて座席が上下左右に動揺するライドシミュレーションシアターです。上映映画は「荒川～森と海を結ぶ旅」（平成23年度作成）と「ライン川1320kmの旅」でダイナミックな川下りが疑似体験できます。

設 備	仕 様 概 要
モーションライド	定員44名
モーションメカニカル	6軸油圧シリンダーによる動揺装置
映像機器	6000ルーメン ハイビジョンビデオプロジェクター
映像送出	HDビデオプレーヤー
音響システム	3D立体音響方式
制御システム	専用制御装置による自動コントロール方式
ボーディングブリッジ	油圧シリンダーによるブリッジ昇降
演出照明	調光器による演出

ロボットコンパニオン	専用制御装置による4軸メカニカルロボット
------------	----------------------

このほか、3D映像設備（座席は動揺しません）を備えています。

※3D映像設備：5000ルーメン ビデオプロジェクター2台、映像再生装置

ウ 荒川情報局

コンピュータや図書などにより、河川や水と暮らしに関する様々な情報や話題を提供しています。

<屋外展示>

エ 荒川わくわくランド

水の科学的性質（流力、浮力、圧力、抵抗）や治水、利水の学習が可能なウォーターアスレチック施設です。アミューズメント性の高い体験型博物館を基本姿勢とした川の博物館を象徴する施設で、面積は3,500㎡を有します。正面の岩山から流れ落ちる滝を起点として、園内を一周する川のような流れを作り、この流水を利用したアイテムを各所に配置しています。なお、流れ落ちた流末水は貯水槽を経由して循環濾過させ、再利用しています。主なアイテムは以下のとおりです。

- ・ ザーザーカスケード（滝）
- ・ ドキドキばし（吊り橋）
- ・ シューシューアーチ・シューシューハードル（噴水のアーチ及びハードル）
- ・ イッポンばし・ニホンばし（一本橋・二本橋）
- ・ ワイワイ堤防（堤防型アスレチック）
- ・ スルスルカーゴ（滑車の遊具）
- ・ ジャブジャブ広場（治水・利水の広場）
- ・ ググットチェア（パスカルのイス）
- ・ ふらふらフロート・スイスイアメンボ（浮き板で池を渡る道具）
- ・ ザブンドーレの池（舟遊び）
- ・ ガッチャガン（強力な水鉄砲）
- ・ ドンブラゴッコ（船型アスレチック）
- ・ ユッタリモッタリ（ウォータークッション）

現在、荒川わくわくランドは、冬季（11月中旬～3月中旬）閉鎖していますが、閉鎖が義務づけられているわけではありませぬので、指定管理者において冬季も運営することは可能です。

オ 荒川大模型173

荒川の源流から東京湾までの地形を1000分の1に縮小した日本一の屋外精密立体大型模型です。等高線地形仕上げで、模型上を実際に水が流れます。

カ 水車小屋広場

荒川流域では、各地で水の力を利用した水車が製粉、精米等に使われていました。川の博物館では、埼玉県内に残っていた2種類の水車を移築復元し、動態展示をしています。製粉、精米の実演も可能ですが、現在は行っておりません。なお、広場には、大洞第2発電所で使用されていた発電用のフランシス水車も展示しています。

- ・ 皆野のコンニャク水車
- ・ 東秩父の精米水車

キ 溪流観察窓

溪流観察窓では、大型の水槽（間口9m、最大奥行3.6m、水深1.2m）に渓谷のジオラマを作り、荒川上流の冷たい水に棲むイワナやヤマメなどの魚を飼育展示しています。また、反対側壁面には、小型水槽を設置して、荒川の小型淡水魚等を展示しています。さらに、生き物にさわることのできる「ふれあい水槽」を設置しています。

ク 大陶板画「行く春」

本館外壁に設置した大型美術陶板画です。縦5.04m、横21.6mの範囲に、縦2.5m、横0.6mの信楽焼の陶板72枚が張られています。原画は、川合玉堂画伯筆の屏風画「行く春」（重要文化財。東京国立近代美術館所蔵）で、外に展示した日本画の大型美術陶板としては、日本一の大きさです。

「行く春」は、大正5年作の傑作で、大正2年に訪れた長瀨の岩畳と中流域の船車を描いた6曲1双の屏風絵です。

ケ 彫刻「地球の調和」

荒川大模型173の南西に位置する芝生内に、モニュメントとして設置されています。深田充夫氏作で、平成8年度のアートに出会うまちづくり推進事業さいたま彫刻バラエティ大賞受賞作です。大地と時代を表す立方体と水を表す球体とからなり、一滴の水がもたらす地球環境への重要性を訴えています。

3 企画展の実施に関する業務

指定管理者は、常設展示だけでは十分に紹介できない川と人々の暮らしとのかかわりに関することや、水に関する科学、川や水の環境に関することなどについて、さまざまな視点で紹介する企画展を年に3回以上開催します。これらの展示を行うに当たって必要な資料収集・調査研究活動は指定管理者の業務となりますので、企画展示を行う体制を整えてください。

展示に関する基本的な事項は、2-(1)に掲げるとおりです。

また、企画展期間中には、関連事業として企画展に関連する講演会やイベント（ウォーキングツアー、観察会等）を行ってください。

なお、これら関連事業を含めた企画展の実施計画書を、当該企画展実施の3か月

前までに県に提出していただきます。

企画展については、指定管理者が独自に行った調査研究の成果に基づく自主企画展示として行うことも可能ですし、国内外の博物館等と連携して所蔵資料や展示機器などを相互利用する巡回展、或いは、新聞社などと協力して行う企画展等といった形で実施することも可能です。

平成25年度以降の企画展のテーマ及び開催期間は以下のとおりです。

名 称	期 間
金魚	平成25年3月16日～5月6日
荒川を撮る会 写真展	平成25年5月25日～6月23日
荒川の水の行方～埼玉県の水と産業～	平成25年9月21日～11月24日
魚のみち	平成26年1月25日～2月23日
荒川流域のいきもの絵画展	平成26年3月15日～5月6日
もしもに備える	平成26年5月24日～6月22日
ふしぎ・かっこいい 埼玉と日本の爬虫類	平成26年7月12日～9月7日
写真で見る埼玉の生きもの	平成27年1月24日～2月22日
河川改修の歴史と人々の暮らし	平成27年3月14日～5月10日
土ってなんだろう？	平成27年5月30日～6月21日
地面の下をのぞいてみよう～埼玉の地下に潜む自然誌	平成27年9月19日～11月15日
あざやかないきものたち～構造色をもった生き物～	平成28年7月16日～9月4日
ヒョウタン～水入れから楽器、さまざまに人の生活を支えてきた植物～	平成28年10月1日～11月27日
荒川水系の生きもの・サイエンスアート展	平成29年2月18日～5月7日
東京藝術大学学生による”調べる『荒川・隅田川水系』” 作品展	平成29年5月27日～6月18日

なお、平成30年度当初の業務引継時においては、既の実施している企画展を予定期間にわたって運営していただきます。したがって、それ以降の企画展から指定管理者が自ら企画し、実施していただくことになります。

4 特別展の運営に関する業務

(1) 特別展を行うにあたっての主な業務内容

ア 指定管理者は、県の担当者が、調査研究の成果として企画した展示案を用いて、年に1回特別展を実施します。

県の担当者の企画を用いるため、指定管理者は、県の担当者との間で、企画や予算面の調整など、緊密な連携を図る必要があります。

イ 特別展に関して、展示資料として他の博物館等から資料を借用する場合、県の担当者が、その借用に係る交渉を行います。

指定管理者は、資料を展示するに当たって必要な資料搬送、管理等の業務を行います。資料の搬送について、県の担当者による技術的な指導、立会いが必要な場合は、あらかじめ県の担当者から連絡をしますので、密接な連携を図ってください。

ウ 指定管理者は、展示している資料を監視及び点検し、清掃及び修理等を行ない適切な状態を保ち、利用者が快適に観覧または使用することができるように管理してください。また、展示施設を安心して安全に利用できるよう、展示案内を行う職員を配置し、利用者の案内、誘導を行ってください。

なお、資料管理上必要な措置について県の担当者が指導、助言する場合があります。また、指定管理者は県の担当者に対して、資料管理上必要な事項について相談することが可能ですので、必要に応じて連携を図ってください。

エ 指定管理者は、利用者に対する理解の促進やサービス向上のため、県の担当者と連携して、展示している資料に関する解説（有人またはキャプションなどの対応）を行います。

オ 指定管理者は、展示に関するパンフレット、図録、報告書等を作成し、頒布します。

カ 指定管理者は、展示に関する広報等を行い利用者の拡大のための周知を図ります。

(2) 特別展の概要

川の博物館は、自然系の総合博物館である「自然と川の博物館」を構成する博物館として、その性格を展示に生かすため、特別展を年に1回、開催してきました。指定管理者は、平成30年度以降も県の担当者の企画を利用して、これまでの特別展と同程度の特別展を準備し、運営します。

平成25年度～29年度の特別展のテーマ及び開催期間は以下のとおりです。なお、平成30年度の特別展は、県の担当者の企画を利用して、秋季に予定しています。指定管理者は、県の担当者と連携を図り、準備及び運営を行ってください。

名 称	期 間
和船大図鑑～荒川をつなぐ舟・ひと・モノ～	平成25年7月13日～9月1日

荒川流域の鉱山と産業～地下資源の利用と人々の暮らし	平成26年10月4日～11月24日
魚と人の知恵くらべ～魚の生態と伝統漁法	平成27年7月18日～8月31日
都幾川・槻川	平成28年4月1日～6月19日
神になったオオカミ～秩父山地のオオカミとお犬様信仰～	平成29年7月15日～9月3日

展示に関する基本的な事項は、(1)に掲げるとおりです。

また、特別展期間中には、関連事業として特別展に関連する講演会やイベント(ウォーキングツアー、観察会等)も行います。これら特別展関連事業の企画についても県の担当者が行いますので、指定管理者はその企画を用いて、講師の手配や必要職員の配置などを行い、事業を実施します。事業の実施に当たっては、県の担当者との緊密な連携を図ってください。

特別展の準備及び運営に関する具体的な業務分担はおおよそ以下のとおりです。実際の特別展の企画・運営に当たっては、県の担当者と密接な連絡調整を行い、適切な運営が可能となるよう、留意してください。なお、事務によっては、当該年度だけでなく、次年度以降のための事務も発生する場合がありますので、指定管理者は、県の担当者との間で緊密な連携を図る必要があります。

- ・埼玉県(県の担当者) 特別展の企画
特別展実施に係る調査研究(図録等の原稿作りを含む)
特別展実施に係る資料の調整
- ・指定管理者・・・・・・・・ 資料搬送経費、展示経費等の予算見積もり及び執行
特別展の準備・運営
展示資料の管理
図録の作成、ポスター・リーフレット等の作成、頒布

5 教育普及事業の実施に関する業務

川の博物館は、川と人々の暮らしとのかかわりをテーマとする博物館であり、その設置目的を達成するため、様々な教育普及事業を実施しています。指定管理者は、現在と同程度の教育普及事業を企画・立案し、参加者の募集をはじめ運営を行い、川と人々の暮らしとのかかわりに関して、県民の理解を広めます。以下、具体的な教育普及事業について詳述します。

(1) 川の博物館の設置目的に関する講演会、講習会、映写会等の開催

指定管理者は、川の博物館のテーマである川と人々の暮らしとの関わりについて、また、水に関する科学、川や水の環境に関して、講演会、講習会、映写会、研究会等を開催します。また、関連する団体と協力するなどして、その団体が行

う事業等の開催を援助します。

これらの事業については、企画・立案から参加費の徴収、運営まで指定管理者が実施しますが、参加費を徴収するものについては、あらかじめ県と調整してください。

事業の企画にあたっては、以下の点に留意の上、実施してください。

- ア 利用者がその場で参加できる楽しい参加体験の機会を提供すること。
- イ 野外観察や伝統的生活の体験、科学の方法に触れる体験、仲間と楽しめる体験、自然学習体験など、親子向け、児童生徒向けの参加体験事業を行うこと。
- ウ 自然と親しむ心を育てる野外学習機会を提供すること。
- エ 興味関心や学習の深化に応える専門的な講座や交流会を開催すること。
- オ 人材育成のための特別講座・教室を開催すること。

参考に、平成29年度に予定している事業の名称等は以下のとおりです。

名 称	期 間
かわはく体験教室	対象：小学校3年生以上 期日：半日（一部2回実施） 内容：「川の生き物観察教室」「伝統漁法体験」など12回実施予定 定員：20名程度 費用：100円～500円(保険料・材料費)
かわはく研究室 ～川・自然・歴史～	対象：一般 期日：13:30～15:30の時間帯で随時 内容：「川のはたらき」「田んぼの小さなきもの」など、学芸員それぞれの専門性を生かした気軽に参加できるワークショップで、12回実施予定 定員：1回5～15名程度 費用：無料
荒川ゼミナールⅠ 「川を知るウォーキング」	対象：高校・一般 期日：1日（全6回実施） 内容：「びん沼を歩く」「荒川放水路を歩く」など 定員：20名 費用：100円（保険料）
荒川ゼミナールⅡ 「いろんな荒川を見に行こう」	対象：高校・一般 期日：1日（全2回実施） 内容：「大宮台地のドロツケ」「荒川河口

	を見る」など 定員：20名 費用：100円（保険料）
--	----------------------------------

(2) 季節の交流事業

指定管理者は、ゴールデンウィークや川や水に親しむ機会の多い夏休み、年中行事や伝統行事にふれる機会の多い冬休みなどに、川の博物館に親しみ、川とふれあうきっかけをつくる季節の交流事業を実施します。

これらの事業については、企画・立案から参加費の徴収、運営まで指定管理者実施しますが、参加費を徴収するものについては、あらかじめ県と調整してください。

参考に、平成29年度に予定している事業の名称等は以下のとおりです。

名 称	実施時期・内容等
かわはくGWまつり	期日：ゴールデンウィーク期間中 内容：各種子供向けイベント・模擬店など （一部実費徴収イベントあり）
かわはく夏まつり	期日：7月30日（日） 内容：各種子供向けイベント・模擬店など （一部実費徴収イベントあり）
かわはく20周年記念イベント	期日：8月1日（火） 内容：記念セレモニー・イベントなど
かわはくハロウィンウィーク	期日：10月21日～29日 内容：自然の素材を使った仮装等のイベント
かわはく秋まつり	期日：11月14日（県民の日） 内容：各種子供向けイベント・模擬店など
かわはく冬のイルミネーション	期日：12月8日～1月14日 内容：全館ライトアップ
かわはくで あそぼう・まなぼう	対象：親子向け 期日：原則月1回開催（半日）1日2回実施あり 内容：環境の日記念「水質調べ」、水の日記念「利き水体験」などの親子向けイベントで、予約不要の自由参加イベント

(3) 川の博物館の所在地又はその周辺の文化財の活用等

博物館の所在地やその周辺にある文化財について普及活動を行うことは、博物館の重要な事業です。川の博物館のある寄居町には、国指定史跡の鉢形城跡や県指定名勝「玉淀」等の文化財があります。隣接する長瀬町には国指定名勝・天然記念物「長瀬」等の文化財があります。これらの文化財等を活用し、理解を促進

するための事業については、企画・立案から運営まで、指定管理者が実施しますが、参加費を徴収するものについては、あらかじめ県と調整してください。平成29年度に予定する周辺の文化財を活用した事業は以下のとおりです。

なお、荒川マップについては、原則として、継続して発行するものとします。

名 称	期 間 及 び 内 容 等
バスツアー「オオカミを祀る神社めぐり」（特別展関連事業）	期日：1日 内容：三峯神社をはじめとするオオカミ（お犬様）を祀る神社をバスで巡り見学する。 定員：30名 費用：有料
荒川マップの発行	荒川周辺の自然や文化財等を記載したガイドマップ

(4) 博物館の資料、設備等の利用促進

指定管理者は、川の博物館の資料を有効に活用し、川の博物館のテーマである、川と人々の暮らしとの関わりについての学習及び水に関する科学、川や水の環境に関する学習の拠点施設となるように、今までの調査研究の成果や収蔵資料、収蔵図書等に関する情報等を、館内情報システムや広報誌、インターネットなどを利用して広く一般に提供します。

また、博物館には、実験や作業を行うことができる講座室を設置しています。指定管理者は、子供の体験学習事業や、県民の生涯学習活動支援事業などを、これらの施設を有効に使って実施します。

さらに、川の博物館は、有料の施設としてふれあいホールや会議室を設置しているので、それらの有効活用も図ります。

(5) 調査研究成果の普及に関する業務

川の博物館に関して、博物館資料に係る目録や図録、調査研究の報告書（紀要）等の作成及び頒布を行い、その普及を図ります。調査研究に伴う報告書については、県の担当者も執筆しますので、発行に当たっては連携を図ってください。

6 学校教育との連携に関する業務

(1) 体験教室・出張授業

博物館の事業は、学校教育を援助し得るものであることに留意する必要があります。川の博物館やその他の埼玉県立博物館施設は学校教育と連携を図ることを、事業の重要な柱として位置づけています。

そこで、川の博物館では、以下に掲げるような学校支援プログラムを用意しています。学校教育の一環として川の博物館を利用する学校団体に対して、博物館

内の施設や荒川の川原で体験教室を行ったり、また、内容によっては、各学校に出向き、授業を行う、いわゆる「出張授業」を行っています。指定管理者は、現在と同程度以上、教育課程に基づき川の博物館を利用する学校団体を支援し、また、直接学校に出向いて授業を実施します。

<参考・・・平成28年度の学校団体等受入校のうち、体験教室実施校数41校
出張授業実施校38校>

<かわはく体験学習・出張授業プログラム>

○かわはく体験学習

タイトル	時間	対象	定員	出張授業
1 河原の土壌と帰化植物調べ	30分～	小学生・中学生	30人	可
2 水生生物による水質判定	40分～	小学生・中学生	30人	可
3 河原の石を調べよう	30分～	小学生・中学生	30人	可
4 川と環境～水質を調べよう	30分	小学生・中学生	30人	可
5 河原に土ができるまで	30分～	小学生・中学生	30人	可
6 流れる水の働き	30分～	小学生・中学生	30人	可
7 液体窒素を使って物の状態を考えよう	30分～	小学生・中学生	30人	可
8 荒川大模型173を使って、埼玉県と荒川の歴史を知ろう！	30分～	小学生・中学生	30人	可

○セミオーダープログラム

川、水、環境、人々の暮らしに関する既存の学習プログラムに学校周辺の情報を加えて、体験学習や出張授業をおこなうプログラム

○フルオーダープログラム

学芸員の専門分野を生かし、学校の先生と協議してプログラムを作り上げて実施。博物館周辺や学校周辺で授業を実施。

(2) 学校支援備品の活用

川の博物館では、学校の教育活動を支援するために、使用方法等を説明の上、備品の貸出しを行っています。指定管理者は、学校支援備品の適切な管理を行い、貸出しを行うことで、現在と同程度以上学校の教育活動を支援します。

<参考 平成28年度の貸出校数 2校>

<主な学校支援備品>

採水瓶、透視度計、電子温度計、簡易水質器、野外観察用カメラセット、フィールドスコープ及びその関連備品、ポケットルーペ、デジタル生物顕微鏡、デジタル双眼実体顕微鏡、箱メガネ、たも（水中用及び水底用）、携帯用バケツ、水中観察ルーペ、ハンディGPS、土壌検査セット、光学距離測定器、クリノメーター、ピックハンマー、パスカルの原理実験機、水圧感知器、トルネード用コネクター、噴水コネクター、液化窒素貯蔵容器（10リットル）、ジュワーびん（2リットル及び500ml）

(3) 学校の体験事業との連携

川の博物館は、児童生徒の社会力育成のために行われている就業体験事業、社会奉仕体験事業の受入場所として、学校教育に積極的に協力しています。指定管理者は、今後も就業体験事業等を行う学校と連携し、指導プログラムを作成し、児童生徒を受け入れ、安全に配慮しつつ、指導助言を行います。

<参考 平成28年度受入実績 3校 受入期間 3日程度>

(4) 教員研修

川の博物館では、学校教育との連携事業の一環として、教員が豊かな人間性、専門的知識及び広い教養を身に付け、実践的な指導力の向上を図る一助として、また、教員が博物館を理解し博物館を利用した教育活動を行う際の一助として、埼玉県内公立学校の教員を対象とした教員研修を実施しています。指定管理者は、関係機関と連携の上、原則として以下の研修を主催し、または、教員の施設体験研修を受入れ、研修教員の指導を行います。

タイトル	実施日	定員	実施形態等
利用促進研修会 (博物館利用の方法やその意義についての研修会)	1日×2回 (夏休み期間中)	各20人 程度	指定管理者が主催。
初任者研修	半日×6回程度 (春・秋実施)	各35人 程度	県立総合教育センター主催の年次研修に
5年経験者研修	3日間程度	各10人 程度	協力し、指定管理者は受入プログラムを用意し、指導助言を担当。

(5) 教員等への施設利用機会の提供

川の博物館は、教員等の教材作成や自己研修のための利用の機会を提供してきました。指定管理者は、県の担当者と調整の上、引き続き利用の機会を提供します。

7 利用者の受入及び対応に関する業務

川の博物館は、荒川沿いに立地し、2－(2)に掲げた展示施設のほか、以下の(1)から(4)に掲げる親水施設を有しています。また、レストハウスやレストラン、駐車場を設置しています。指定管理者は、これらの施設を適切に管理し、効果的に活用するとともに、利用者への適切な案内業務を行い、利用者へのサービス・満足度の向上及び利便性の向上に努めます。

(1) 大水車の管理

大水車は直径が23メートルある総檜製の胸掛け式の水車であり、川の博物館のシンボル施設として、ランドマークの役割を果たしています。

なお、大水車は、平成27年6月の水受板の脱落以降、安全のために落下防止ネットを取付け、ロープで固定して回転を停止しています。平成29年度から平成31年度までの3年計画で、木製の水輪部分を新たに製作・交換する改修を行い、改修後は回転の再開を予定しています。今回の改修により、水輪の直径が24.2メートルとなり、日本一の大きさの水車となる予定です。

指定管理者は、この大水車の維持管理を行い、適切な状態に保ちます。

(2) 噴水広場の運営

噴水広場は入場口と大水車の間にあり、大水車から流れ出る小川に続いた池と数種類の噴水、そして2箇所の水遊び場で構成されています。音楽噴水は、丸い鍵盤を踏むとピアノ音に合わせて音の高さに応じた噴水が出る仕組みになっています。指定管理者は、施設の維持管理と、水質の管理、水遊び場の安全管理など噴水広場の管理に関する業務全般を行い、適切な状態に保ちます。併せて、ロッカー室の管理を行います。

(3) 宮川の管理

宮川は、敷地を流れる砂防河川です。礫貼護岸や植栽などの環境整備を行い、段丘崖から流れる自然湧水を流したり、木炭や小石を使った浄化施設を設けて、水質の浄化に努めています。指定管理者は、護岸や植栽などの環境管理に努め、水質浄化施設を維持管理し、水質の浄化を行います。

(4) ファミリー広場の運営

本館と荒川大模型173に囲まれた芝生広場で、木陰やベンチもあり、家族連れやグループの憩いの場となっています。また、屋外でのイベントにも利用できる場所となっていて、大陶板画の鑑賞ポイントでもあります。溪流観察窓の近くには、昭和初期のマンホールも展示されています。指定管理者は、植栽などの環境管理に努め、マンホール展示も含めて芝生広場を適切に運営します。

(5) 利用者サービス業務

入館の際の案内のほか、第1展示室の展示案内、アドベンチャーシアターの展示案内、荒川わくわくランドの展示案内など、施設内での利用者の安全管理・指

導などが主な業務です。指定管理者は、利用者に対して親切丁寧な対応を行い、利用者の便宜を図り、常にサービスの向上を心掛け、各施設を安全に運営するため、必要な職員を配置し、総合案内業務を行います。

参考までに、現在、この業務のために配置している人数は、責任者を含め、繁忙期が12名（平日）～17名（休日）、荒川わくわくランドを休園とする閑散期が6名（平日）～8名（休日）です。配置している箇所は以下のとおりですが、指定管理者は、現状による業務内容が確保できる範囲内で配置人数、箇所を見直すことができます。

<配置場所>

総合案内、本館、アドベンチャーシアター、第1展示室（2階フロアー・鉄砲壘）、第1展示室（1階）、荒川わくわくランド（受付・ジャブジャブ広場・ボート乗り場）

(6) レストハウスの運営

川の博物館には大水車と荒川わくわくランドの間にレストハウスがあります。このうち、1階の休憩ホールについては、敷地の約半分が河川区域であり、工作物の設置に制限のある川の博物館における重要な休息、休憩の場所になっています。指定管理者は、利用者の休息、休憩の場所を確保し、その便宜を図るため、レストハウスの管理を適切に行います。

(7) レストランの運営

レストハウス2階にあり、利用者が1日過ごすことのできる川の博物館にあって重要な施設となっています。指定管理者は、利用者の休息、休憩の場所を確保し、その飲食の機会を提供し、利用者の満足度向上に資するため、レストランの経営の安定を図りつつ、適切に運営します。

(8) 有料駐車場の管理運営

警備員を配置し、利用者や通行者の安全を確保しながら、車両の入場及び退場の管理・誘導等を行います。特に、夏季は臨時駐車場を含め、全ての駐車場が満車となる状況が予想されることから、周辺道路にまで配慮した駐車場の的確な利用について配慮が必要です。

なお、駐車場は河川区域内に設けられており、川の博物館を利用する方のための駐車場として設置されています。博物館の利用以外の使用は認められませんので、管理に当たっては御留意ください。

(9) ミュージアムショップ運営事業者との連携

川の博物館には、ミュージアムショップがあります。県が別途「行政財産の目的外使用許可」によって運営する事業者を決定するため、この施設の運営は指定管理業務の対象外です。指定管理者は、県が許可をしたミュージアムショップの運営事業者と定期的に連絡調整の場を設定し、連携して利用者の満足度の向上に

努めるものとします。また、県は、ミュージアムショップの運営事業者から行政財産使用料を徴収しますので、指定管理者はその経費の算定に当たって県に協力するものとします。

8 広聴広報事業に関する業務

(1) 広報誌の編集・発行

川の博物館では、広報誌「かわはく」、周辺のガイドマップ「荒川マップ」（５－（３）参照）等を作成し、広報に努めるとともに、博物館利用者の便宜を図っています。指定管理者は、引き続き広報誌等を発行し、広報に努めるとともに、博物館利用者の便宜を図ります。

(2) ホームページ、SNS等による情報発信、意見・事業参加者等の受付

指定管理者は、川の博物館に関する情報をインターネットやSNS等で発信し、積極的な広報活動を行います。また、川の博物館の運営に関する意見や要望、川の博物館が企画する事業の参加者の受付などの広聴活動を行います。これらの環境構築は指定管理者が行います。

(3) 利用者等の意識調査・分析

指定管理者は、利用者へのアンケート調査、学校利用団体などへの調査などを行い、常に施設運営に対する意見、要望の把握に努めるとともに、その結果を分析することによって、施設運営の工夫改善に取り組みます。

また、県教育委員会では博物館評価制度を行っており、同制度に基づく評価指標を定めています。指定管理者はその評価指標を利用して内部評価を行います。

9 川の博物館のボランティアに関する業務

(1) ボランティアの募集及び研修

指定管理者は、ボランティア希望者を募集し、必要な説明会を企画・実施し、及び必要な研修を行います。また、ボランティアの発表の場を設けるなど、ボランティア向けの事業を実施します。

なお、参考に、平成29年度に予定している事業は、以下のとおりです。

- ・ ボランティア説明会（半日）・・・ボランティア希望の方への概要説明
- ・ ボランティア研修会（1日）・・・ボランティア申込者対象の研修会

(2) 川の博物館ボランティアの会との連携、ボランティアのコーディネート等

川の博物館には、ボランティアが自主的に組織した「ボランティアの会」があり、屋外の「荒川大模型173」の展示解説などの活動を行っています。指定管理者は、これらボランティアの方と連携し、その活動を支援し、川の博物館の事業を協力して推進します。

10 他の博物館等との連携に関する業務

(1) 自然の博物館との連携

川の博物館は、自然の博物館とともに「自然と川の博物館」を構成する博物館です。収蔵庫で管理する資料の中には、自然の博物館の資料も含まれることについては、1- (1) のとおりです。資料の他館への貸出しや特別利用については、指定管理者は、1- (2) 及び (3) にあるとおり、川の博物館の資料に限られます。しかし、自然の博物館の資料について、川の博物館における展示などで活用する希望がある場合は、自然の博物館と調整の上、活用することは可能です。

(2) 埼玉県立博物館施設との連携

川の博物館の展示は、「川と人々の暮らしとのかかわり」をテーマにしています。そのため、川に関する民俗、歴史、考古、美術、自然など様々な分野を紹介する、幅の広い博物館となっています。指定管理者は、川の博物館の事業をより充実したものとするため、必要に応じて県立の各博物館施設と連携して事業を推進します。

(3) 国内外の博物館、研究機関、関係団体等との連携

指定管理者は、国内外の博物館・科学館、学校教育や研究機関、関係団体等と多角的な連携による事業を推進します。

ア 加入する団体について

現在、川の博物館は以下の関係団体に加入しています。指定管理者は、原則として、加入を継続するものとします。

- ・ 財団法人日本博物館協会
- ・ 関東地区博物館協会
- ・ 埼玉県博物館連絡協議会
- ・ 全国科学館連携協議会
- ・ 彩の国・文化の森連絡協議会
- ・ このほかの団体については、県と調整の上、指定管理者において判断し、加入するかどうか決定してください。

イ 連携展の実施

川の博物館は、関係機関等と連携して、連携展を実施しています。指定管理者は、関係機関と連携の上、川、水、環境などのテーマに関連する展示を現在の連携展を参考にしながら行います。

<参考 平成29年度に予定する連携展>

- ・ 荒川図画コンクール（国土交通省と連携）
- ・ 企画展「調べる『荒川・隅田川水系』作品展」（東京藝術大学と連携）
- ・ スロープ展「カスリーン台風襲来70年目の教訓」（国土交通省と連携）

1.1 集客活動及び地域との連携等に関する業務

(1) 宣伝活動

指定管理者は、集客、誘客を主目的とするポスター、チラシ及びリーフレットなどの印刷物の作成配布、インターネットやSNS等による情報発信、マスメディアへのPRなどを行い、川の博物館への集客を促進するよう努めます。

(2) 地域との連携

川の博物館は、荒川沿いにあり、近くには寄居町の管理する「かわせみ荘」や「かわせみ河原」など、観光・保養施設があります。さらに、川の博物館は、秩父地方に向かう玄関口に位置しており、国指定名勝・天然記念物「長瀨」や広く地域の文化財を活用していくことが期待されています。また、川の博物館では、イベントなどの事業の実施に当たって、地域の団体などの協力も得ています。

指定管理者は地域や周辺の施設・団体との連携や観光ルートを活用など、地域の一員として地域に貢献する事業を展開します。

(3) 各種イベントの実施

指定管理者は、川の博物館の施設・設備を有効に活用し、季節を捉えて様々なイベントを行い、県民サービスの向上に努めます。

(4) 大水車及び荒川大模型173の魅力発信

川の博物館には、日本有数の屋外展示である大水車と荒川大模型173があり、大水車については平成29年度から平成31年度にかけて、荒川大模型については平成29年度に改修を行います。指定管理者は、大水車及び荒川大模型173の魅力強く発信するため、改修期間中を含め、これらを活用した展示解説の充実やイベント等の新たな取組を行い、さらなる集客を図ります。

(5) ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした事業の実施

本県では、ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技の一部が開催される予定です。指定管理者は、「埼玉県文化アクションプラン」及び「埼玉県教育アクション推進方針」を踏まえ、両大会の気運醸成と本県の文化芸術の振興を図る事業を実施します。また、県立博物館構成館として、他の県立博物館と連携して事業を実施します。

さらに、インバウンドへの対応として多言語案内表示や公衆無線LAN整備等を行います。

(6) 冬季の利用者増加のための取組

川の博物館は、大水車や荒川大模型173、荒川わくわくランドなど屋外の展示や施設が多く、冬季の利用者が少ない施設です。

指定管理者は、魅力ある事業の企画やプログラムの開発等を行い、冬季の利用者拡大に努めます。

1 2 施設の使用許可に関する業務

- (1) ふれあいホール、会議室の利用の予約受付、利用の案内
- (2) 利用許可申請書の受理及び許可書の交付等、許可・承認に関する事務
- (3) 各施設の利用指導及び案内

1 3 利用料金等の收受等に関する業務

- (1) 利用料金の收受及び返還事務
- (2) 主催事業における受益者負担分の実費徴収

1 4 川の博物館施設の維持管理に関する業務

- (1) 敷地内 (47,309 m²) の良好な管理 (植栽、宮川、駐車場等を含む)
- (2) 施設 (建築物・工作物・付帯設備) 及び物品類の小破修繕等維持管理
- (3) 消防設備、空調設備、電気設備、上水道設備、浄化槽設備、エレベータ等川の博物館の施設設備全般の保守点検、日常点検、法定検査
- (4) 警備・清掃・衛生管理 (上水道施設、廃棄物処理等を含む)
- (5) 川の博物館の情報システムの設置及び管理

川の博物館は、博物館の資料や図書の管理等を行うための学芸業務支援及び荒川情報局等で利用者が利用する展示業務支援を主な機能とする、博物館独自の情報システム (資料 8-1) を設置しています。現有システムにおける機器類はリースにより設置しており、リース期間は平成 30 年 3 月末で終了します。新たな指定管理者は、現有のシステムを引き続き運用していくか、新たな情報システムを構築するのか、新システム構築の考え方や導入スケジュールも含めて提案書により提案してください。なお、実際に新システムを構築する場合には、県との協議が必要となり、その仕様は次期の指定管理者に開示するものとします。

また、現指定管理者との引き継ぎの詳細については、別途協議することとします。

- (6) 券売機システムの設置及び管理

川の博物館は、博物館独自の券売機システムをリースにより設置しています (資料 8-2)。現有システムのリース期間は平成 32 年 2 月末で終了します。新たな指定管理者は、リース期間終了までは、現有システムをそのまま引き継いでいただきますが、それ以降は、現有のシステムを更新して引き続き運用していくか、新たな情報システムを構築するのか、新システム構築の考え方や導入スケジュールも含めて提案書により提案してください。なお、実際に新システムを構築する場合には、県との協議が必要となり、その仕様は次期の指定管理者に開示するものとします。

また、現指定管理者との引き継ぎの詳細については、別途協議することとします。

(7) 大水車及び荒川大模型 173 の計画的な維持・管理

屋外展示物の耐用年数の長期化を図るため、大水車については、バランス調整や点検等必要なメンテナンスを毎年度実施してください。荒川大模型 173 については、クラック補修、塗装等のメンテナンスを日常的な維持管理の中で実施してください。

1.5 留意事項

(1) 資料の展示に関する業務

ア 常設展示

展示替えをすることは指定管理者の業務ですが、その際の資料の選定や資料の扱い方については、事前に県と調整する必要があります。

指定管理者が自らの資金等で、展示物を制作し展示することは可能ですが、その場合は、県に事前に協議してください。

イ アドベンチャーシアター

これまでに制作したアドベンチャーシアター番組は、2-(2)のイのとおりです。

この2本については、指定期間中指定管理者に上映の権利があります。

この他の番組を制作し上映することを計画する場合は、指定管理者において対応する必要があります。指定管理料を充てて制作した番組については、指定管理期間の終了後も県に上映の権利があります。

また、3Dシアターの映像番組は、指定管理者とソフト供給会社とのレンタル契約または指定管理者による独自の番組製作が必要となります。番組を制作し上映することを計画する場合で、指定管理料を使って制作した番組については、指定管理期間の終了後も県に上映の権利があります。

新規映像ソフトを制作するのか、また、レンタルするのかなどの仕様については、県では特に定めませんので、指定管理者が自ら判断して提案してください。

ウ 企画展

常設展示だけでは十分に紹介できない川の博物館に関する資料などについて、さまざまな視点で企画する企画展を開催してください。

企画展示の開催期間について、県では仕様を定めませんが、第2展示室の閉鎖期間が1回につき原則として4週間を超えないよう、指定管理者が自ら判断して決めてください。

(2) 資料の収集及び調査研究業務

平成29年4月時点での川の博物館の収蔵資料は、川や水に関する各種資料が6,027点余りとなっています。

このほか、自然の博物館の収蔵資料の一部（大部分が生物収蔵品）が収蔵されています。指定管理者は、川の博物館資料及び自然の博物館資料の双方を適切に管理する必要があります。どちらの資料とも、今後も増加することが見込まれます。

資料の収集及び収蔵品に関する調査・分類・研究及び保存・修理に関する研究等については、県の担当者が、主体的に行うことを予定しています。

しかし、指定管理者は、展示及び教育普及事業を行う必要上、資料収集・調査研究活動が必要になる場合があります。指定管理者の事業実施に係る資料収集・調査研究は、指定管理者の責任において実施することになりますので、指定管理者はその業務の執行体制を整えることが必要です。

(3) 図書室

川の博物館の収蔵図書は、一般図書16,108点、雑誌類11,221点、視聴覚資料208点となっています。

図書の購入予算は、年間25万円程度とし、購入する図書の内容は、指定管理者と県が調整して決定します。

(4) 施設及び付属設備等の管理、維持及び修繕

ア 施設及び付属設備等

指定管理者は、施設（建築物・工作物・付帯設備等）を適切に管理運営するために、日常的に点検を行ってください。

施設については、ひび割れ、はがれ、かび等が発生しない状態を維持し、かつ美観を維持してください。

設備については、設備の機能を維持するとともに、利用者が快適に施設を利用できる良質な環境を提供してください。

施設・設備については、日常点検、定期点検のほか、建築基準法など法令に基づく法定点検等を必ず行ってください。

また、指定管理者は、施設を安心して安全に利用できるよう、適切に施設を管理するよう努めてください。

業務にあたっては、確実性、安全性及び経済性に配慮してください。

現在の施設設備等の維持管理業務の概要は、資料7のとおりですが、指定管理者は、現状による業務内容が確保できる範囲内で仕様内容を見直すことができます。

川の博物館には、県の担当者が駐在しています。県の担当者の給与費、県業務に係る旅費は県が負担しますが、その他の経費は指定管理者委託料に含めますので、申請者が提案する管理経費には、県の担当者の通信費・光熱水費等を

含めてください。

イ 警備業務

指定管理者は、本施設内及び敷地内の防犯、防火及び防災に万全を期し、機械警備等を活用して施設利用者が安心して利用できる環境の確保を行ってください。

なお、トラブル等が発生したときは、迅速かつ適切に処理し、その内容及び処理状況を速やかに県に報告してください。

現在の業務の概要は、資料7のとおりですが、指定管理者は、現状による業務内容が確保できる範囲内で仕様内容を見直すことができます。

ウ 清掃業務

指定管理者は、本施設内及び敷地内について、良好な環境衛生、美観の維持に心掛け、施設としての安全かつ快適な空間を保つために、日常及び定期的な清掃を実施してください。

現在の業務の概要は、資料7のとおりですが、指定管理者は、現状による業務内容が確保できる範囲内で仕様内容を見直すことができます。

エ 備品管理

利用者が利用する備品については、日常的に点検し不具合により事故が起きないように管理してください。

なお、委託料の中に見込んである備品を購入した場合、その備品は県に帰属するものとし、それ以外に指定管理者が管理に必要として調達した備品は、指定管理者に属するものとします。

備品(その性質又は形状を変えることなく比較的長期間使用に耐えるもので、取得価格(寄附受入れのものにあつては見積額)が100,000円以上のもの。)の管理に当たっては、県の基準に準じて指定管理者は備品台帳を作成し、適切に管理してください。備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額(単価)、数量、購入年月日を必ず含ませてください。

オ 火災保険等の取扱い

建物の火災保険については県が加入しますが、それ以外の収蔵品の火災保険や施設賠償責任保険などは指定管理者が加入してください。

(5) その他

ア 飲食施設

レストランの運営について、指定管理者から第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。提案書の提出に当たっては、どのような形態でレストランを運営する予定か、運営形態も含めて提案してください。

調理器具は県が設置しているものを使用することもできますし、指定管理者

等が調理器具を持ち込んで使用することもできます。

イ ミュージアムショップの運営

指定管理業務とはしません。県が別に使用許可する事業者が運営します。指定管理者は、この事業者と連携して博物館運営を行う必要があります。申請者が提案する管理経費には、ミュージアムショップに係る光熱水費の管理費を含めてください。(過去の管理運営費の実績額には、この経費が含まれています。)

県は、ミュージアムショップの許可事業者に対し行政財産使用料の請求を行うため、指定管理者に対し、月々の光熱水費関係資料の提出をお願いしますので、御協力ください。